

下野市景観条例（案）に関するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

令和3年12月13日（月）～令和4年1月5日（水）

(2) ご意見の応募者数及び件数

1名、2件

(3) 受理状況の内訳

| 郵 送 | ファクシミリ | 電子メール | 窓口直接 | 計 |
|-----|--------|-------|------|---|
| | | 1 | | 1 |

2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

| 番号 | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見への市の考え方 |
|----|----------------------------|--|---|
| 1 | 第12条(助言、指導及び勧告) 第1項、第3項 | <p>【提言】 第3項の審議会への意見聴取を必須とすべき</p> <p>【理由】 第3項において、市長は審議会の意見を『聴くことができる』と記されているが、これは「意見を聴かなくてもよい」とも解釈できる。この解釈が正しいとするならば、第1項の『景観形成基準に適合』するか否かの判断は最終的に「市長の良心」に委ねる形となり、景観に直接的な影響を受ける市民の民意や審議会の議論を反映できるのか疑問を拭いきれないため(「市長」を1人の人物と見るか、下位の決裁者が居るならばその決定を引き継いだ最終的な意思決定者と見做すかにもよるが)。</p> | <p>第12条第1項では、市長は、審査で不適合であると判断した場合は、適合させるよう助言や指導をすることができるとしています。窓口である市都市計画課において景観計画ガイドラインに基づき審査した結果にもとづく判断です。</p> <p>同条第2項では、指導・助言を行いその効果がなかったと判断される場合に、市長は勧告することができるとしています。</p> <p>この勧告は、届出30日以内に行う必要があるとともに、適切な時期に行う必要があります。</p> <p>そのため、指導・助言の効果がなかった場合は、市長は速やかに勧告する必要があります。</p> <p>よって、第3項では、市長が「勧告しようとするとき」に、景観審議会の意見を聴くことができると規定され、審査会の意見を聴く期間がとれない場合であっても速やかに勧告できるとしています。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | ご意見の概要 | ご意見への市の考え方 |
|----|----------|---|--|
| 2 | 条例案にない事項 | <p>【提言】 適合審査について明記の上、審査結果に対する市議会の議決を決定プロセスに加えて欲しい</p> <p>【理由】 景観に直接的な影響を受ける市民の民意を反映させる手段として、市民から選出された市議会議員の意思決定を挟むべきだと思うため。大袈裟とも思えるが、一度損なわれた景観は簡単に復元できるものではなく、規模によっては後世まで影響する。貴重な景観を破壊される前に保護するため、せめて大規模開発行為だけでも議決を介するようにして欲しい。 (根拠法令は地方自治法第96条第2項を想定)</p> | <p>景観法の規定により、市長は適合審査で適合しないと認める場合に勧告や変更命令を行うことができるかとされています。</p> <p>また、今後設置される景観審議会は、学識経験者や市民公募者で構成される予定であるため、市民の民意を反映させることはできるものと考えます。</p> <p>なお、ご意見で根拠法令として挙げてある地方自治法第96条第2項で適合審査を議決事件として取り扱うことは適切ではないと考えます。</p> |